

～新型コロナウイルスにより、影響を受けられた水産漁業者の皆様へ～

ふんばろう！やまなし 水産漁業者相談窓口開設のご案内

新型コロナウイルスの影響を受けた水産漁業者の皆さまの経営や資金繰り等に関する相談窓口を開設しました。

＜主な支援メニュー＞

■ 持続化給付金

事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金です

■ 農林漁業セーフティネット資金

原則、融資期間10年以内で、限度額1,200万円まで利用可能な資金です。

持続化給付金（経済産業省）

売上が大幅に減少した中小企業や個人事業者（農業者含む）が、事業全般に広く使える国の給付金です。

給付額	法人：200万円 個人事業者：100万円 ※一年間の売上減少を上限としています。
対象者	売上が前年同月比で50%以上減少した事業者

農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）

資金繰りに支障を来している、又は来すおそれがある農業者等を対象とした日本政策金融公庫の貸付資金です。

＜相談窓口＞ **！！まずは電話で、ご相談ください！！**
(平日：9時～17時)

山梨県水産技術センター本所 055-277-4758
山梨県水産技術センター忍野支所 0555-84-2029

＜協力機関＞

・ 日本政策金融公庫 甲府支店 農林水産事業 (055-228-2182)